

ふるさと応援の活性化

～ふるさと納税がより広がるための提案～

(福井県)

平成26年10月9日

「ふるさと納税」がさらに広がるための制度（提案）

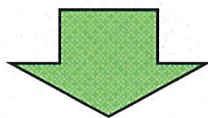
■ 個人住民税の特例控除額の上限を引上げ（現行1割 ⇒ 2割）

（例）夫婦・子2人、年収700万円、住民税所得割35万円の方が寄附できる上限額

【現在】

寄附可能額 52,000円

※特例控除額の上限の引上げにより
寄附できる額が 2倍増（5万円増）



【引上げ後】

寄附可能額 102,000円

■ 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

- ・退職所得にかかる個人住民税について、寄付金控除を適用する仕組みを創設

■ 手続きの簡素化

- ・給与所得者の「ふるさと納税」については、年末調整での対応を可能とする仕組みを創設
- ・マイナンバー制度の活用により、確定申告書の作成・提出が簡単に行える仕組みの導入

マイナンバー制度活用による確定申告手続きの簡素化案

寄付者の確定申告の手続き

現行制度

- ①確定申告書に添付が必要な書類
 - ・勤務先が発行する源泉徴収票
 - ・寄附を受け付けた自治体が発行する寄附金領収書

- ②確定申告書の作成
添付書類の内容を確定申告書に転記

- ③税務署に確定申告書を提出

簡素化案

○マイナンバーの活用により確定申告書がパソコン上で自動作成される。



「送信」するだけで申告完了

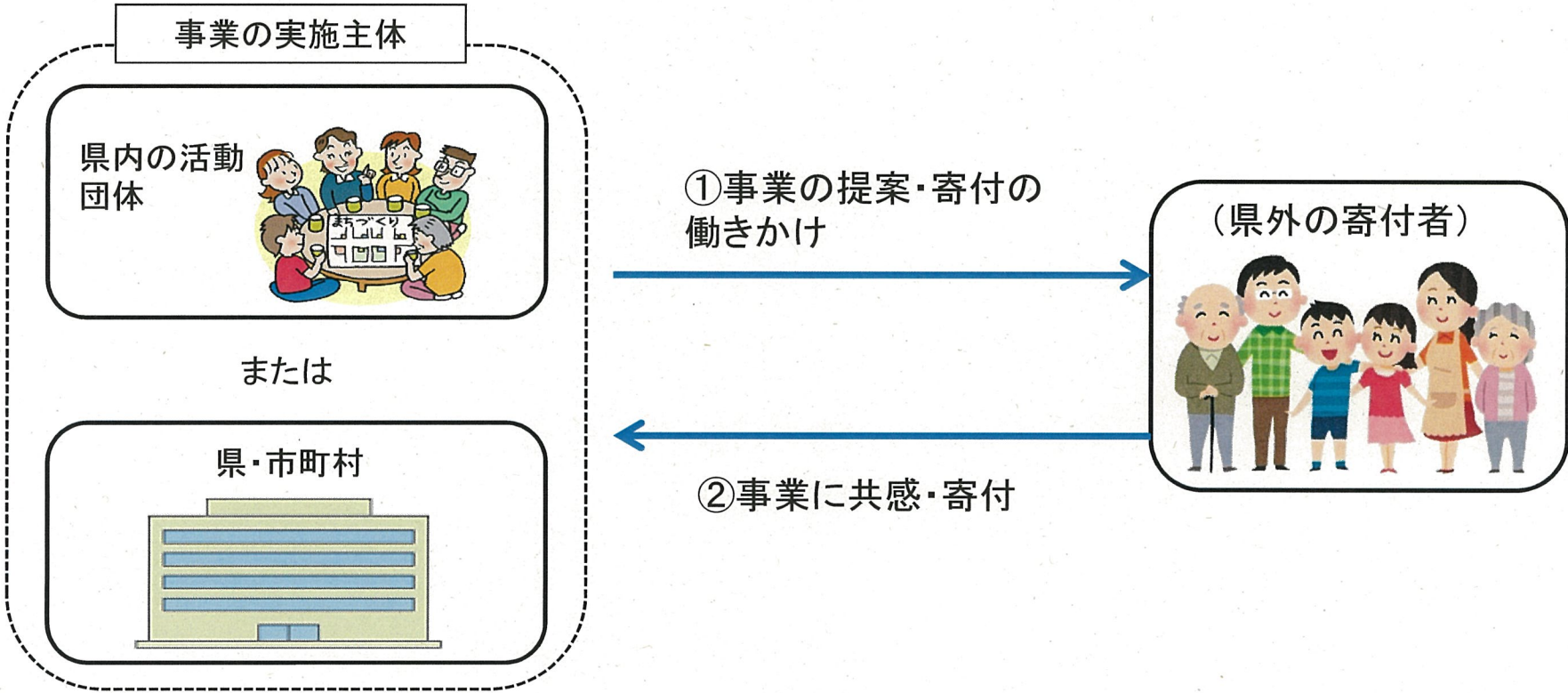
現行制度との比較

- ①書類の添付は省略
- ②③自動的に作成後、送信

ふるさと応援ファンディング

<概要>

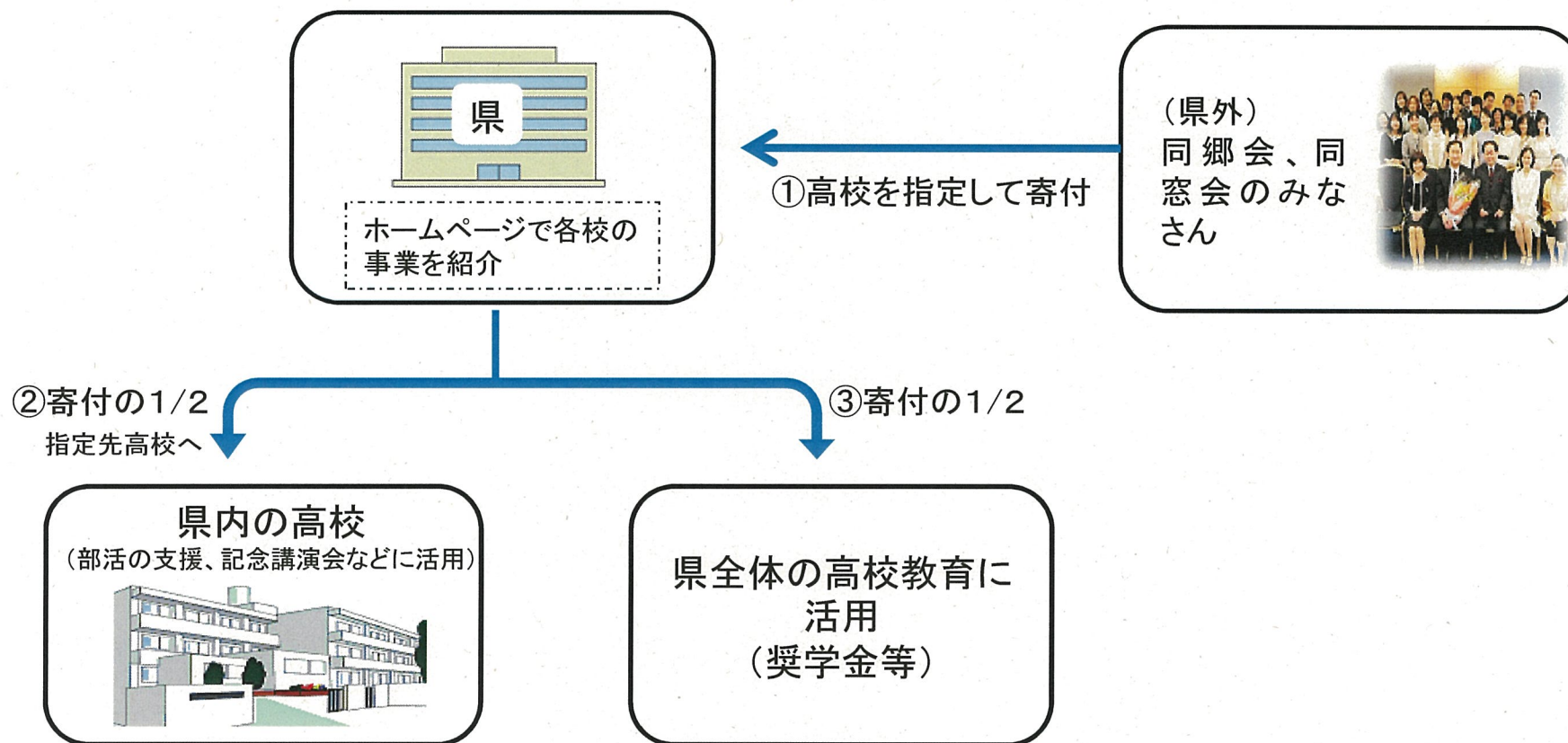
- ・寄付の対象とする事業をあらかじめ提示し、寄付を働きかけ（“共感”を呼び起こし）
- ・事業内容に共感した人が寄付



ふるさとと母校応援

<概要>

- ・卒業生等が母校を指定して寄付
- ・寄付の1/2は指定された高校へ、残り1/2は県全体の高校教育に活用

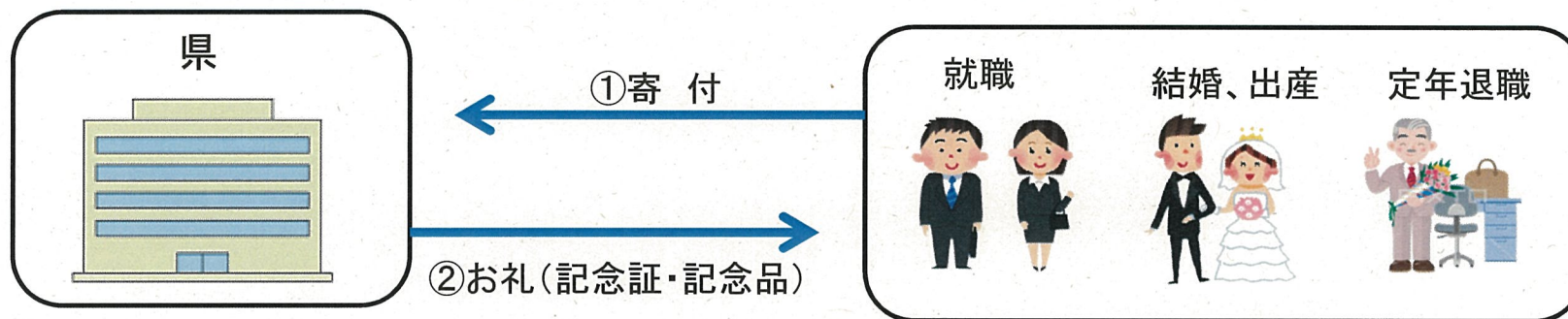


ふるさとへの記念日納税

～人生の一大イベント時にふるさとへ感謝の気持ちを～

<概要>

- ・寄付者にとっての特別な日を記念してふるさとへ寄付してもらう。
- ・寄付者へ記念日を示した記念証を送り、県がともに記念日を祝う。



(記念証イメージ)

記念品(少額の品から選択)

- ・記念日の地元新聞(保存用に加工)
- ・ふるさと百景の写真
- ・越前和紙等の記念品

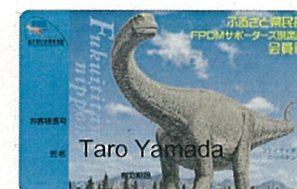
(参考) 福井県において実施中の取組み

<手続きの簡素化>

- ・(通常) 郵便局等で振り込み ⇒ インターネット上でクレジットカードによる即時決済
(10分程度で手続き完了)
- ・(通常) 県分と市町村分は別窓口へ寄付 ⇒ 県の窓口で市町村への寄付も受付

<寄付者との関係づくり>

- ・「ふるさと県民証」の進呈
特典…恐竜博物館や美術館等の県立文化施設の入館料が1年間無料
- ・観光情報、直近の地元新聞の記事写を送付



<県民証イメージ>

<制度の普及を目指した取組み>

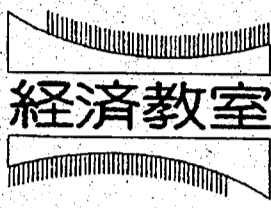
- ・ふるさと納税情報センターを設置
ふるさと納税に関する情報を集約し提供するため、平成20年に福井県が開設
各都道府県の寄付額の実績や自治体のユニークな取組み、制度拡充に関する動向等を紹介
- ・東日本大震災被災地のふるさと納税受付代行
平成23年3月29日～10月31日 岩手、宮城、福島県の3県への寄付を代行受領
427件 1,548万円を福井県から3県へ送付

地方で育ち都市で働き、退職後は地方に戻るといふ人の循環システム(以下「地方財政制度は対応できていない。地方で少子化対策を厚くする財源は都会にある」という受益と負担のギャップがある。これを解消するには故郷の自治体への寄付に税額控除を認める制度の導入が必要だ。

大都市に欠ける人口減の危機感

二〇〇五年の合計特殊出生率の全国平均が一・二五と過去最低を更新する中、福井県は全都道府県中唯一前年より上昇し、一・四七と沖縄県に次ぐ水準となった。

福井県の三世代同居率の高さは全国二位で、おおよそ冷めない距離に暮らす三世代近住の傾向が



顕著という。福井県立大学看護福祉学部長の交野好子教授によると、平日に六十歳以上の人が子どもを世話する時間は全国平均の約三倍である。つまり、共働き世帯の子育てを支援するシステムができておらずいるのだ。

県としても、三人目以降の子どもにかかる費用の補助や、子どものケアや家事のサポート、経験者による地域の子育て相談などを展開。保育所の待機児童は二〇〇一年度以降「ゼロ」であり、企業などに対する表彰や制度融資、入札参加資格などで特に父親の育児支援策も充実させてきた。

少子化対策と税源偏在解消

「故郷寄付金控除」導入を

税、都市から地方へ

受益・負担、生涯でバランス

これはいわば将来のための投資である。ところが、毎年約三千万人の若者が県外に流出し続けている。生まれてから高校卒業までの十八年間に、大都市圏が放置されているわが国では大都市圏へ子どもたちが流出してしまっている。



西川 一誠
福井県知事

十年で人口が半減すると推定されている。大都市圏はこうした地方の人口と財源を使いながら、経済活動を行っている。人口減に対する危機感が薄い背景には、優秀な人材が流入することへの安易な依存があるからではないか。

控除方式変更でソフトに税移転。現代の日本の社会は、断続的に大都市圏と地方の循環システムを前提としており、これを認識する必要がある。半面、地域の行政サービスに負担を押し付けることになり、東京圏に限らず、個人住民税の大き

真の地方自治へ税制を抜本改革。安倍首相は所信表明演説の中で「地方の活力なくして国の活力はない。やる気のある地方が自由な独自の施策を展開し、魅力ある地方に生まれ変わるよう、必要となる体制の整備を含め、地金般で子どもを生み、育の使い道は住民自らが決める」という民主主義の原則に立った「真の地方自治」の実現が重要だ。

直後のシャワー勤務の時の流入の割合が大きい。代以来、その年の一月一日現在で住んでいる自治体の支払われることになっている。こうした「住地主義」は、徴収の便所から設けられた制度。いわばフィクションであり、人の循環システムは行政コストをかけたはぐくんでいるのに、そのコストを税として回収する前に、大都市圏が放置されているわが国では大都市圏へ子どもたちが流出してしまっている。

一方で大都市は、人口減少への危機感は薄い。たとえは東京都は〇・九八であり、これは人の移動がなければ一世代約三

この税制でも国や地方自治体に寄付をした場合、自治体の満足度も高められよう。

さらに、もう一つの問題点は、国と地方の税収の不均衡である。国と地方の行政「支出」の割合は四十対六十だが、「税収」は、いわゆる三位一体改革に伴う三兆円の税源移譲後も国と地方は五十五対四十五と支出と税収にギャップがある。

この行政サービスと税負担のあり方を根本的に見直さなければ、国から地方への常時の関与は減らさず、限られた財源の中で、地方が行う教育や福祉といった人の手で直接提供される二十一世紀型住民サービスの充実が望めない。まずは国と地方の税収の割合を一対一とするために、国から地方へさらに最低五兆円の税源移譲が必要である。

また、社会保障や税制の抜本改革を行い、「税制で子どもを生み、育の使い道は住民自らが決める」という民主主義の原則に立った「真の地方自治」の実現が重要だ。

にしかわ・いっせい
45年生まれ。京都大卒。自治省出身